

地域型保育事業の認可について

令和3年11月11日（木）

令和3年度 第1回御殿場市子ども・子育て会議

地域型保育事業とは

<地域型保育事業の概要>

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、下記の保育事業(地域型保育事業)を市町村による認可事業として児童福祉法※に位置付け、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

※児童福祉法上、「地域型保育事業」は「家庭的保育事業等」という名称により位置付けられています。



地域型保育事業の認可基準

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡		
事業所内保育事業	定員20名以上...保育所の基準と同様 定員19名以下...小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
居宅訪問型保育事業	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

<参考>

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。
*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。
*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

地域型保育事業の認可等の法的な位置付け①

平成27年2月10日に公布された改正児童福祉法において、家庭的保育事業等が市町村認可事業として位置付けられました。【施行日:平成27年4月1日】

<児童福祉法（抜粋）>

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

(1)～(4) 【略】

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 【略】

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 【略】

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

地域型保育事業の認可等の法的な位置付け②

<施設の設置認可について>

○改正児童福祉法においては、法律上、次の場合は認可をするものとしてされています。

- ①条例等に定める設備及び運営に関する基準に適合している場合
- ②申請者が法に定める欠格条項(法令違反で刑罰を受ける等)に該当しない場合

○ただし、「申請区域における利用定員総数が、市の子ども・子育て支援事業計画における必要利用定員総数に既に達している場合、又は、当該申請によってこれを超えることになると認めるとき」等は認可をしないことができる」とされています。

→つまり、法律上、①及び②に適合する場合は認可することとなりますが、設置予定の地域が、子ども・子育て支援事業計画上、供給>需要となっている地域にある場合は認可しないこともできます。

<児童福祉法（抜粋・加工）>

第34条の15

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。

ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

子ども・子育て支援事業計画上の需給状況

<3号認定における計画上の需給バランスについて>

令和2年度から適用されている御殿場市子ども・子育て支援事業計画では、地区ごとに、教育・保育施設の5か年分の需給計画を立てています。

【計画策定時】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	市全体	6	20	25	36	38
	御殿場	▲ 14	▲ 12	▲ 10	▲ 9	▲ 8
	富士岡	16	26	27	30	31
	原里	▲ 2	▲ 1	0	0	1
	玉穂	▲ 5	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4
	印野	4	4	4	5	4
	高根	7	7	8	14	14
1・2歳児	市全体	40	48	44	87	98
	御殿場	▲ 48	▲ 44	▲ 46	▲ 40	▲ 35
	富士岡	62	63	62	71	72
	原里	▲ 5	▲ 3	▲ 5	▲ 2	1
	玉穂	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 10	▲ 9
	印野	19	19	19	19	19
	高根	24	24	25	49	50

オレンジ色の部分が、需要に対して供給が不足している部分です(R4年度以降)。御殿場、原里、玉穂地区で供給不足があります。

子ども・子育て支援事業計画上の需給状況

<3号認定における計画上の需給バランスについて>

御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定時には想定されていなかった定員の変更や新規施設の状況を反映すると次の表の通りになります。

【計画策定後の変化を反映(今回の2件の認可申請を含む)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	市全体	6	18	38	46	48
	御殿場	▲ 14	▲ 14	0	1	2
	富士岡	16	26	30	30	31
	原里	▲ 2	▲ 1	0	0	1
	玉穂	▲ 5	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4
	印野	4	4	4	5	4
	高根	7	7	8	14	14
1・2歳児	市全体	40	46	92	129	140
	御殿場	▲ 48	▲ 46	▲ 4	2	7
	富士岡	62	63	68	71	72
	原里	▲ 5	▲ 3	▲ 5	▲ 2	1
	玉穂	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 10	▲ 9
	印野	19	19	19	19	19
	高根	24	24	25	49	50

御殿場地区で0歳児は供給不足が解消されましたが、1・2歳児ではまだ供給が不足しているので、認可をすることとなります。

地域型保育事業の設置認可について <認可申請の内容(予定※)>

※現在、市と事業者で事前協議を進めておりますが、協議により内容が変更となる場合があります。

申請の内容

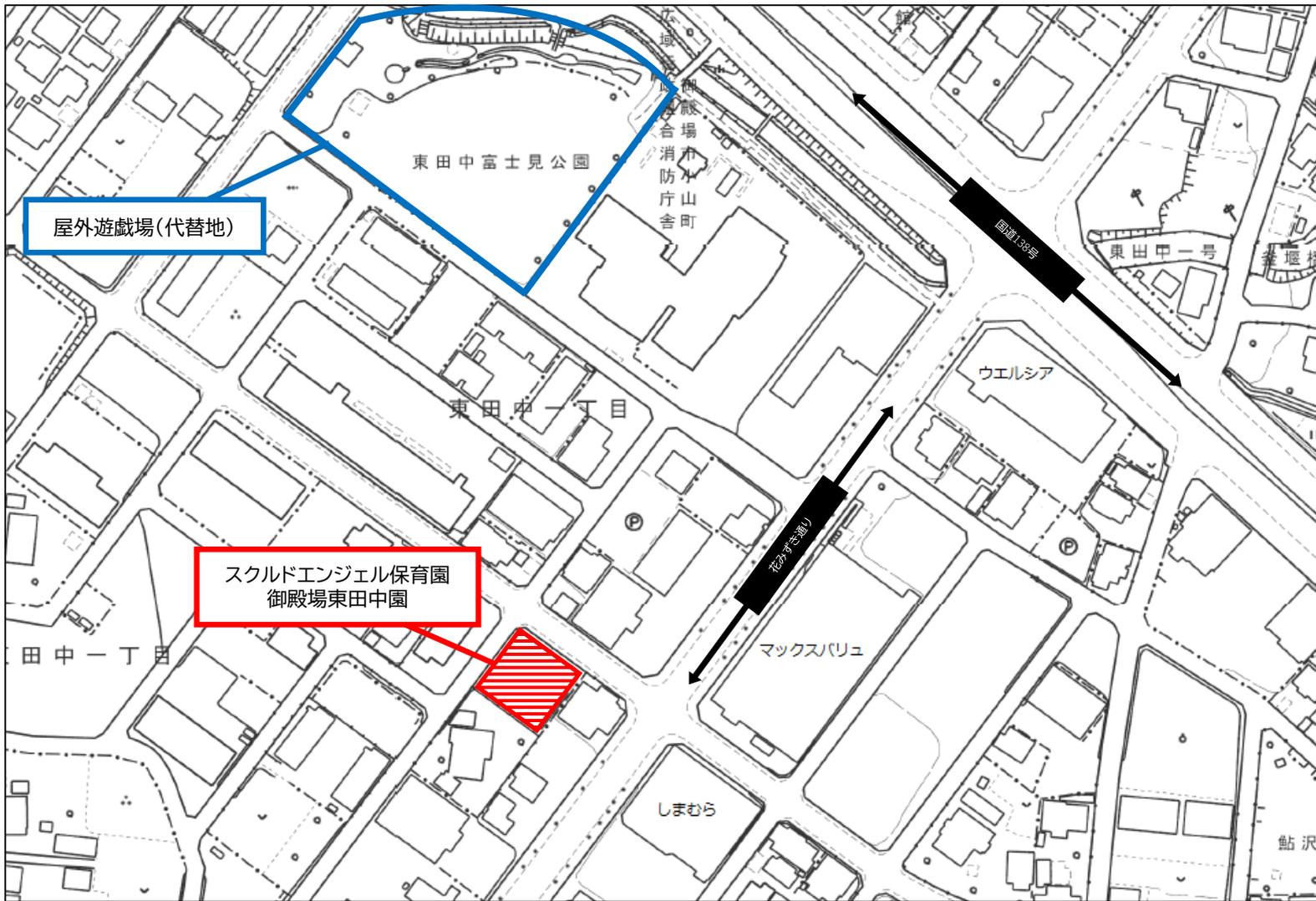
(1)スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園

項目	内容	備考
事業開始予定日	令和4年4月1日	
事業所名	スクルドエンジェル保育園 御殿場東田中園	
事業の種類	小規模保育事業A型	
設置者・代表者	(株)SASAZAKI 代表取締役 笹崎 大海斗	
施設所在地	御殿場市東田中1丁目5-20	御殿場地区
認可・利用定員	19名(0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)	
開所日	月～土曜日(祝日、年末年始を除く)	
開所時間	7:00～19:00	平日、土曜
施設の概要	敷地面積:733.59㎡ 鉄骨造1階建て 建築面積:266.0㎡	賃貸 空き店舗を改装
職員配置	施設長:1人 保育士:常勤3人、非常勤5人 調理員・栄養士:2人 嘱託医:1人 嘱託歯科医:1人	
備考	放課後児童クラブを併設	

申請の内容

(1) スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園

<位置図>



設備・運営基準の適合状況

(1) スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園

項目		基準	スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園	適否
食事の提供		自園調理による提供が原則	施設内の調理室で自園調理により提供	○
設備	乳児室	9.9㎡以上(3人×3.3㎡)	20.92㎡	○
	ほふく室	26.4㎡以上(8人×3.3㎡)	37.43㎡	○
	保育室・遊戯室	15.84㎡以上(8人×1.98㎡)	23.37㎡	○
	屋外遊戯場	52.8㎡以上(16人×3.3㎡)	9,347㎡ ※東田中富士見公園を代替地として使用	○
職員配置		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児3人に対し職員1.0人 ・1～2歳児16人に対し職員2.6人 ・その他1人 計4.6人 →(小数点第1位を四捨五入) 必要保育士合計5人以上	常勤保育士:3人 非常勤保育士:5人 →非常勤の勤務時間を常勤の勤務時間に 換算すると、常勤2.25人分 配置保育士合計 <u>5.25人</u> (常勤換算後)	○
保育時間		8時間開所	12時間開所	○
連携施設	保育内容の支援	連携施設を設定すること (保育の内容の支援、代替保育の提供は必須。卒園後の受け皿のみ設定しないでも可。)	幼保連携型認定こども園 ぶらんこ (R4年4月開園)	○
	代替保育の提供		幼保連携型認定こども園 ぶらんこ (R4年4月開園)	
	卒園後の受け皿		なし	

申請の内容

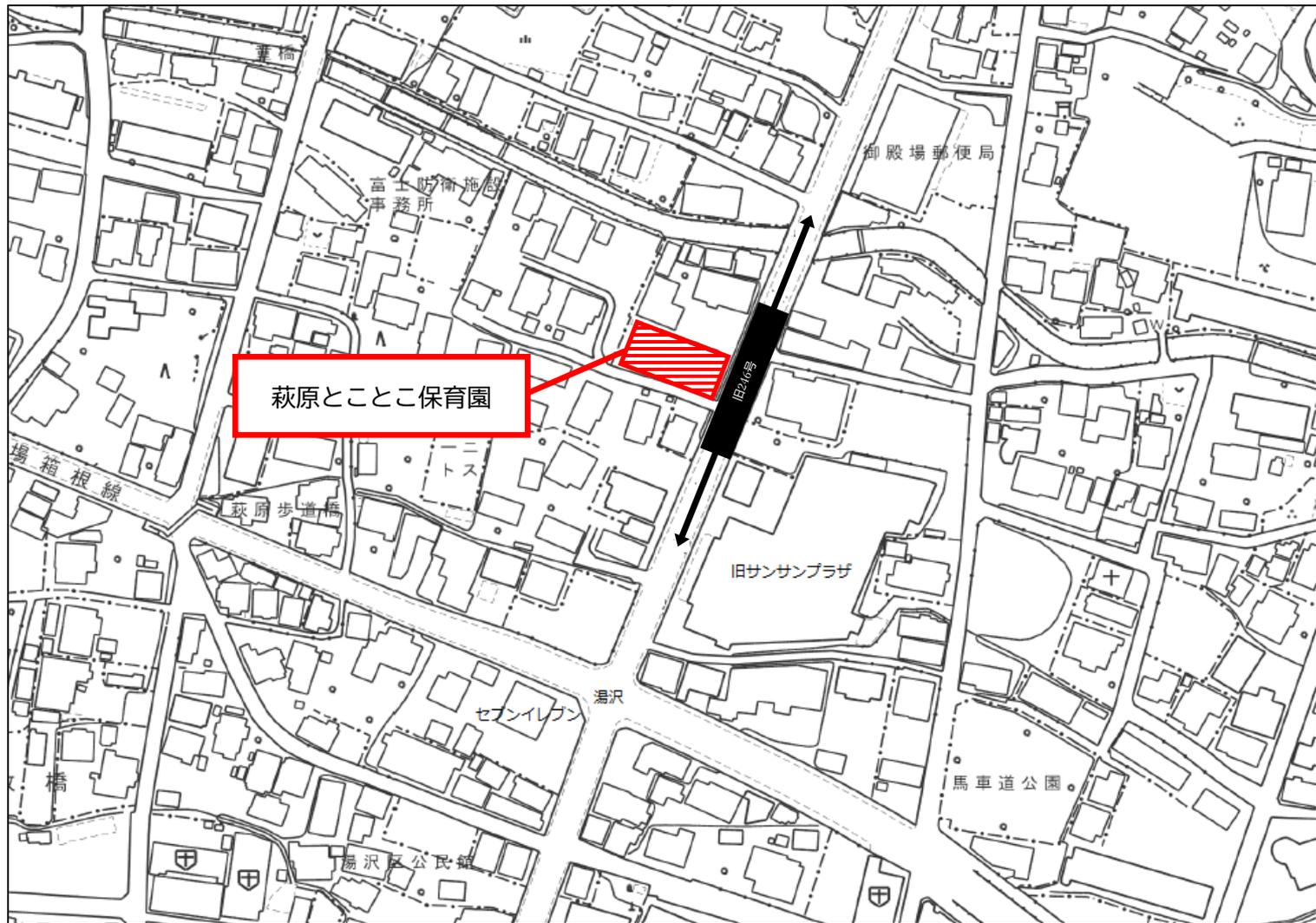
(2)萩原とことこ保育園

項目	内容	備考
事業開始予定日	令和4年4月1日	
事業所名	萩原とことこ保育園	
事業の種類	小規模保育事業A型	
設置者・代表者	(株)Curana 代表取締役 佐野 誉知	
施設所在地	御殿場市萩原628-2	御殿場地区
認可・利用定員	19名(0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)	
開所日	月～土曜日(祝日、年末年始を除く)	
開所時間	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	
施設の概要	敷地面積:605.06㎡ 1階建て 建築面積:173.28㎡	賃貸 新築
職員配置	施設長:1人 保育士:常勤6人、非常勤5人 調理員・栄養士:2人 嘱託医:1人 嘱託歯科医:1人	

申請の内容

(2) 萩原とことこ保育園

<位置図>



設備・運営基準の適合状況

(2) 萩原とことこ保育園

項目		基準	萩原とことこ保育園	適否
食事の提供		自園調理による提供が原則	施設内の調理室で自園調理により提供	○
設備	乳児室	9.9㎡以上(3人×3.3㎡)	20.28㎡	○
	ほふく室	26.4㎡以上(8人×3.3㎡)	30.58㎡	○
	保育室・遊戯室	15.84㎡以上(8人×1.98㎡)	18.12㎡	○
	屋外遊戯場	52.8㎡以上(16人×3.3㎡)	57.77㎡	○
職員配置		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児3人に対し職員1.0人 ・1～2歳児16人に対し職員2.6人 ・その他1人 計4.6人 <p>➡(小数点第1位を四捨五入) 必要保育士合計5人以上</p>	常勤保育士:6人 非常勤保育士:5人 ➡非常勤の勤務時間を常勤の勤務時間に 換算すると、常勤2.35人分 配置保育士合計8.35人(常勤換算後)	○
保育時間		8時間開所	12時間開所	○
連携施設	保育内容の支援	連携施設を設定すること (保育の内容の支援、代替保育の提供は必須。卒園後の受け皿のみ設定しないでも可。)	長崎ぽんぽん保育園(静岡市)	○
	代替保育の提供		伏見ぽんぽん保育園(清水町)	
	卒園後の受け皿		なし	

今後の予定

日程	(1)スクルドエンジェル保育園 御殿場東田中園	(2)萩原とことこ保育園
令和3年12月1日～ 令和4年1月31日	新年度入園受付 第2次募集受付期間	
令和4年2月1日～ 令和4年2月28日	新年度入園受付 第3次募集受付期間	
令和4年2月	内装工事完了	建築完了
令和4年3月	認可申請 → 認可	
令和4年4月1日	開園	